

シミックグループ行動規範

シミックグループでは、役職員一人ひとりが CMIC'S CREED、ミッション・ビジョン・バリューに基づき企業活動を展開していくにあたって、法令の遵守はもとより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上および社会的課題の解決に向けて積極的に行動するという観点から、シミックグループ全役職員が準拠すべきものとして行動規範を制定する。

1. ヘルスケア分野の革新への貢献と企業倫理の実践

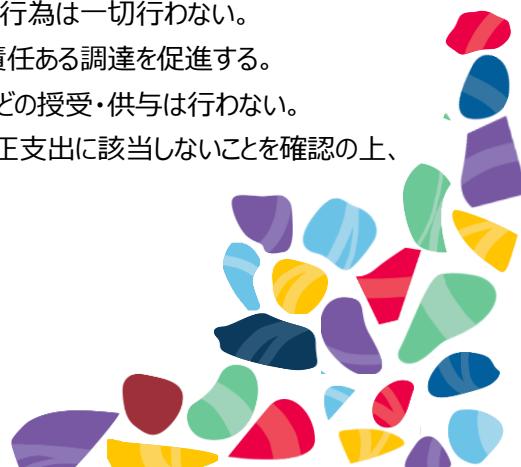
- 1 – 1 ヘルスケア分野の革新へ最大限に貢献すべく、イノベーションを通じて社会に有用な製品・サービスを提供し、お客様・社会からの満足と信頼を獲得する。
- 1 – 2 ヘルスケアプロフェッショナルとして医療、医薬、ヘルスケアに関する専門知識と技術の研鑽に絶えず努め、生命科学の進歩へ貢献する。
- 1 – 3 製品・サービスの品質と安全性を確保する。
- 1 – 4 問い合わせ・意見・クレームには真摯に耳を傾け、誠実に対応し、常に製品・サービスの品質向上に努める。
- 1 – 5 各国の関係法令、本規範、シミックグループにおける方針および規程ならびにその精神を遵守するとともに、社内外において常に高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。
- 1 – 6 臨床試験は、医療機関の協力を得て、被験者の人権を尊重し、安全確保に留意し、かつ科学的厳正さをもって遂行する。非臨床試験として必要な動物実験は動物福祉に十分配慮して行う。
- 1 – 7 個人情報や顧客情報の重要性を認識し、保護を図りつつ、データの利活用を通じてヘルスケア分野のイノベーションの創出に努める。
- 1 – 8 業務を通じて取得または知得した自社および他社の技術情報、営業秘密、機密情報の重要性を認識するとともに、適切に管理し、正当な理由なくして決して第三者に漏洩しない。
- 1 – 9 知的財産権の重要性を認識し、適切に活用するとともに、第三者の知的財産権を尊重し、侵害しない。

2. 社会への貢献

- 2 – 1 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
- 2 – 2 ヘルスケア分野の課題解決のため、Wellbeing の実現可能な社会の発展に向けて、幅広いステークホルダーと連携・協働する。
- 2 – 3 各国・地域の社会事情を理解し、その文化や慣習、宗教に十分配慮した事業活動を行う。

3. 公正な事業活動の実践

- 3 – 1 顧客、医療機関、競合会社、および取引先とは、公正かつ合法的な関係を維持し、全ての事業活動を公正かつ透明に行う。
- 3 – 2 全ての取引は、市場における自由競争を尊重し、談合等競争制限的な行為は一切行わない。
- 3 – 3 適正な取引方針を確立し、持続可能な社会の発展を支える公正かつ責任ある調達を促進する。
- 3 – 4 不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする接待、贈答、金銭などの授受・供与は行わない。
- 3 – 5 医療機関や学術団体等に寄付を行うときは、その寄付が利益供与、不正支出に該当しないことを確認の上、純粋な寄付として行い、相手方に見返りを要求しない。



4. 公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話

- 4 – 1 株主はもとより、幅広いステークホルダーに対し、財務報告を含む企業情報を積極的、効果的、かつ公正に開示するとともに、建設的な対話を通じて、信頼関係を構築する。
- 4 – 2 会社および取引先の業務などに関する未公表の重要事実をその職務などに関して知った場合、当該未公表の事実を利用した有価証券等の取引を行わず、また、関与しない。

5. 人権の尊重

- 5 – 1 シミックグループの事業活動に関わる全ての人々の人権を理解し、尊重する。
- 5 – 2 人権を尊重する方針を明確にし、事業活動に反映する。
- 5 – 3 多様なステークホルダーと連携し、人権が尊重される包摂的な社会づくりに貢献する。

6. 役職員の多様性尊重、職場環境の充実

- 6 – 1 役職員の多様性、人格、個性を尊重する。
- 6 – 2 役職員が、それぞれの能力を研鑽し、社会人としての成長発展のチャンスを与える。
- 6 – 3 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、育児介護に関するハラスメントをはじめとする、あらゆるハラスメントをしない。
- 6 – 4 一人ひとりのプライバシーを最大限に尊重し、不当に侵害しない。
- 6 – 5 役職員の業績は、予め明確にされた評価基準に従い評価し、透明で公正な人事評価を維持する。
- 6 – 6 安全衛生に配慮するとともに、役職員の健康推進、ワークライフ・バランスの実現、多様な人材が活躍できる職場作りを推進する。

7. 環境問題への取組み

- 7 – 1 環境問題への取組みは、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、脱炭素社会の構築、循環型社会の形成、環境リスク対策、生物多様性の保全のための取り組みに主体的に行動する。また、個人としても環境問題を真摯に受け止め、積極的に取り組む。

8. 危機管理の徹底

- 8 – 1 市民生活や企業活動に脅威を与える感染症や自然災害、サイバー攻撃、テロ等に備え、組織的な危機管理を徹底する。
- 8 – 2 反社会的勢力との関係を排除し、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

9. 経営陣の役割と本規範の徹底

- 9 – 1 経営陣は、本規範の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内およびグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効あるガバナンスの構築を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 9 – 2 本規範に反するような事態が発生したときには、経営陣自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

